

医療型障害児入所施設等に係る病床整備計画について

以下の「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」についての確認をしました。

1 概 要

医療圏	病床を整備しようとする施設 ①名称 ②所在地 ③開設者	整備 病床数	病床種別等				備考
			病床種別	現状	計画	計	
東三河南部	①信愛医療療育センター (仮称) ②豊川市小坂井町大塚 38 番 1 ③社会福祉法人明世会	64 床	病床種別	現状	計画	計	平成 29 年 5 月開設予定
			一般	0	64	64	
			計	0	64	64	

2 審査基準等の対応状況

規程	基 準	対応状況	適否
愛知県病院開設等許可事務取扱要領 第 4	①工事を必要とする場合、原則として許可後 1 年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。	平成 28 年 7 月着工予定 工事に係る必要経費は、国及び県費補助金を申請予定。	適
	②開設許可病床に対する病床利用率が原則として 80%以上であること。	医療型障害児入所施設等に係る病床のため、該当なし。	—
	③医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。 (医師 4.25 人 看護師 23 人 薬剤師 1 人) ※常勤換算	医師 5 人、看護師 38 人、薬剤師 1 人配置予定。 (ホームページ及びハローワーク等を活用し、必要数を確保予定。)	適
	④計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。	該当なし	—

